

清泉女学院短期大学研究紀要に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、清泉女学院短期大学（以下「本学」という。）教員の研究成果を公表する研究紀要（以下「紀要」という。）を発行するために、紀要編集委員会（以下「委員会」という。）の設置および紀要投稿と発行に関するガイドラインを定めたものである。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。
2 委員長及び委員は、学長が任命する。
3 委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

(内容)

第3条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。
(1) 紀要の発行に関する事項
(2) 紀要の投稿・掲載に関する事項

(紀要の発行)

第4条 原則として毎年1回発行し、清泉女学院リポジトリに公開するものとする。

(投稿資格)

第5条 紀要に投稿できる者は、次のとおりとする。
(1) 本学専任教員
(2) 本学専任教員と共同研究した研究者
なお、この場合、本学専任教員と連名とする。

(原稿の要件)

第6条 紀要に投稿できる原稿は、未発表の原稿で査読を受けることを要する。
2 査読に関する基準は別に定める。
3 原稿の掲載採否は査読にもとづき決定する。

(著作権利用の許諾)

第7条 原稿を投稿するものは、清泉女学院短期大学に対し、当該原稿に関する著作権の利用につき許諾するものとする。